

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成31年2月26日 提出

羽曳野市長 北川 嗣雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 31 年 1 月 28 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

訴えの提起について

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

第2 事件名 所有権移転登記手続請求事件

第3 請求の趣旨

- 1 相手方らは、本市に対し、後記第5記載の土地について昭和36年5月10日の贈与を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 2 訴訟費用は相手方らの負担とする。
との判決を求める。

第4 請求の原因

- 1 後記第5記載の土地（以下「本件土地」という。）は、訴外亡■■■■■■が所有していた。
- 2 訴外亡■■■■■■は、本市に対し、昭和36年4月1日、本件土地の寄附を申し出て、本市は昭和36年5月10日に寄附を受け入れ、訴外亡■■■■■■と本市との間で本件土地に対する贈与契約が成立した。
- 3 本件土地は、本市が訴外亡■■■■■■から贈与され、本市の市道として管理しているが、所有権移転登記手続が未了である。
- 4 訴外亡■■■■■■は、昭和48年5月29日に死亡した。
そこで、本市は所有権又は贈与契約に基づき、贈与者である訴外亡■■■■■■らから登記手続をする義務を承継した相手方らに対し、贈与を原因とする所有権移転登記手続を求めるものである。

第5 土地の表示

- 1 所在地 羽曳野市南恵我之荘2丁目483番5
- 2 地目 畑
- 3 地積 76平方メートル

第6 事件に関する取扱い及び方針

- 1 ■■■■■■を訴訟代理人と定める。
- 2 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- 3 本市は、上記訴訟において和解をすることができる。